

令和2年度 第1回 一宮市国民健康保険運営協議会

令和2年10月8日(木)

◇議題

- 1 国民健康保険事業運営状況(令和元年度決算)について
- 2 保健事業について
- 3 その他

◇資料

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 資料 1-1 | 1. 国民健康保険の財政状況 |
| 資料 1-2 | 2. 被保険者数等の推移(年間平均) |
| | 3. 国保税率等の推移 |
| 資料 1-3 | 4. 国保税(現年課税分)調定額の推移 |
| | 5. 国保税収納率の推移 |
| 資料 1-4 | 6. 国民健康保険税所得別世帯の状況 |
| 資料 1-5 | 7. 国民健康保険税 法定軽減・独自減免の状況 |
| 資料 1-6 | 8. 保険給付費の推移 |
| | 9. 国民健康保険事業費納付金の推移 |
| 資料 1-7 | 10. 特定健康診査等の推移 |
| | 11. 決算額・単年度収支の推移 |
| 資料 2-1 | 令和元年度 国保保健事業【第2期 データヘルス計画に基づく】 |
| | 1. 特定健康診査事業 |
| | 2. 特定保健指導事業 |
| 資料 2-2 | 3. 糖尿病性腎症重症化予防事業 |
| | 4. 重複(服薬含)・頻回受診者訪問指導事業 |
| 資料 2-3 | 5. 健康体操教室 |
| | 6. 30歳代の総合健康診査(人間ドック)事業 |

資料1-1

(単位:円)

1. 国民健康保険の財政状況

| 歳 入 | | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|---|
| 費 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 | 備 考 |
| 1 国民健康保険税 | 7,838,553,602 | 7,870,418,844 | 31,865,242 | 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険税 |
| 2 使用料及び手数料 | 27,650 | 37,300 | 9,650 | 督促手数料 証明手数料 |
| 3 県支出金 | 24,228,912,497 | 24,098,524,361 | △ 130,388,136 | 普通交付金 特別交付金 (保険者努力支援・特別調整交付金、 県繰入金、特定健診等負担金) |
| 4 繰入金 | 3,355,705,039 | 3,343,178,528 | △ 12,526,511 | 保険基盤安定繰入分、職員給与費等 の一般会計からの繰入金 |
| 5 諸収入 | 342,300,707 | 264,824,491 | △ 77,476,216 | 国保税の延滞金、交通事故等による 第三者納付金など |
| 6 国庫支出金 | - | 4,851,000 | 4,851,000 | 国民健康保険制度関係業務事業費 補助金 コンピューターシステム改修費の補助 金 |
| * 療養給付費交付金 | 110,487,116 | - | △ 110,487,116 | 退職者医療制度の医療費に充てる ための交付金(H29年度の精算金) |
| 歳入合計 | 35,875,986,611 | 35,581,834,524 | △ 294,152,087 | |

| 歳 出 | | | | |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|---|
| 費 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 増 減 | 備 考 |
| 1 総務費 | 483,916,064 | 485,953,966 | 2,037,902 | 国保運営協議会委員の報酬、 職員の給与費、 コンピューターシステム改修費、 備品、通信運搬費など |
| 2 保険給付費 | 23,989,309,906 | 23,814,311,385 | △ 174,998,521 | 療養給付費、療養費、 高額療養費、 高額介護合算療養費、 出産育児一時金、葬祭費、 審査支払手数料 |
| 3 国民健康保険 事業費納付金 | 10,420,059,325 | 10,393,569,704 | △ 26,489,621 | 市町村が支払う保険給付費の 全額を県が市町村に交付する ための財源として、市町村ごと の被保険者数、所得水準および 医療費水準に応じて、県が市町 村から徴収するもの |
| 4 保健事業費 | 410,276,345 | 390,136,742 | △ 20,139,603 | 特定健康診査等の実施に係る 事業費、健康づくりを目的とした 事業費 |
| 5 諸支出金 | 609,263,787 | 33,966,908 | △ 575,296,879 | 国保税の還付金 療養給付費交付金返還金など ※H30年度は療養給付費等負 担金返還金(H29年度の精算 金)を含む |
| 6 予備費 | 0 | 0 | 0 | 予算外の支出などに充てるため の経費 |
| 7 前年度繰上充用金 | 750,327,299 | 787,166,115 | 36,838,816 | 前年度繰上充用金 |
| 歳出合計 | 36,663,152,726 | 35,905,104,820 | △ 758,047,906 | |

費目の「*」は、国保の制度改正(都道府県単位化)により、令和元年度からなくなった費目

| | | | | |
|----------------|----------------------|----------------------|--------------------|--|
| 歳入歳出差引額 | △ 787,166,115 | △ 323,270,296 | 463,895,819 | |
|----------------|----------------------|----------------------|--------------------|--|

↑「△787,166,115」「△323,270,296」の歳出超過額は、翌年度の予算を繰り上げて充用

資料1-2

2. 被保険者数等の推移(年間平均)

()内は前年度比伸率

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 「内訳」 | 被保険者数 | 99,311 人 (△3.48%) | 94,150 人 (△5.20%) | 88,236 人 (△6.28%) | 83,446 人 (△5.43%) | 79,279 人 (△4.99%) |
| | 一般被保険者 | 96,116 (△2.16%) | 92,243 (△4.03%) | 87,267 (△5.39%) | 83,081 (△4.80%) | 79,226 (△4.64%) |
| | 退職被保険者等 | 3,195 (△31.39%) | 1,907 (△40.31%) | 969 (△49.19%) | 365 (△62.33%) | 53 (△85.48%) |
| 世帯数 | | 57,299 世帯 (△1.84%) | 55,446 世帯 (△3.23%) | 53,192 世帯 (△4.07%) | 51,219 世帯 (△3.71%) | 49,594 世帯 (△3.17%) |
| 介護保険第2号被保険者 | 被保険者数 | 33,079 人 (△4.81%) | 30,963 人 (△6.40%) | 28,547 人 (△7.80%) | 26,924 人 (△5.69%) | 25,558 人 (△5.07%) |
| | 世帯数 | 26,593 世帯 (△4.04%) | 25,187 世帯 (△5.29%) | 23,515 世帯 (△6.64%) | 22,394 世帯 (△4.77%) | 21,424 世帯 (△4.33%) |

3. 国保税率等の推移

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 医療給付費分 | | | | | |
| 所得割 | 5.9 % | 6.0 % | ← | 6.3 % | 6.9 % |
| 均等割(1人) | 22,800 円 | 24,000 円 | ← | 26,400 円 | 28,800 円 |
| 平等割(1世帯) | 22,800 円 | ← | ← | ← | 24,000 円 |
| 賦課限度額 | 510,000 円 | 520,000 円 | 540,000 円 | ← | 580,000 円 |
| 後期高齢者支援金分 | | | | | |
| 所得割 | 2.2 % | 2.3 % | ← | ← | ← |
| 均等割(1人) | 8,400 円 | 9,600 円 | ← | ← | ← |
| 平等割(1世帯) | 6,000 円 | ← | ← | ← | ← |
| 賦課限度額 | 160,000 円 | 170,000 円 | 190,000 円 | ← | ← |
| 介護納付金分 | | | | | |
| 所得割 | 1.5 % | 1.7 % | ← | 1.9 % | ← |
| 均等割(1人) | 7,200 円 | 9,600 円 | ← | 10,800 円 | ← |
| 平等割(1世帯) | 6,000 円 | ← | ← | ← | ← |
| 賦課限度額 | 140,000 円 | 160,000 円 | ← | ← | ← |
| 賦課限度額 計 | 810,000 円 | 850,000 円 | 890,000 円 | ← | 930,000 円 |

資料1-3

4. 国保税(現年課税分)調定額の推移

()内は前年度比伸率

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 調定額 | 千円 8,372,600 (△2.88%) | 千円 8,319,714 (△0.63%) | 千円 7,841,647 (△5.75%) | 千円 7,737,838 (△1.32%) | 千円 7,891,439 (1.99%) |
| 1人あたり 調定額 | 円 84,307 | 円 88,367 | 円 88,871 | 円 92,729 | 円 99,540 |
| 1世帯あたり 調定額 | 円 146,121 | 円 150,051 | 円 147,422 | 円 151,074 | 円 159,121 |

うち医療給付費分

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 調定額 | 千円 5,702,290 (△3.39%) | 千円 5,556,844 (△2.55%) | 千円 5,235,112 (△5.79%) | 千円 5,215,429 (△0.38%) | 千円 5,463,192 (4.75%) |
| 1人あたり 調定額 | 円 57,419 | 円 59,021 | 円 59,331 | 円 62,501 | 円 68,911 |
| 1世帯あたり 調定額 | 円 99,518 | 円 100,221 | 円 98,419 | 円 101,826 | 円 110,158 |

うち後期高齢者支援金分

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 調定額 | 千円 1,995,617 (△1.75%) | 千円 2,027,302 (1.59%) | 千円 1,926,521 (△4.97%) | 千円 1,827,937 (△5.12%) | 千円 1,763,148 (△3.54%) |
| 1人あたり 調定額 | 円 20,095 | 円 21,533 | 円 21,834 | 円 21,906 | 円 22,240 |
| 1世帯あたり 調定額 | 円 34,828 | 円 36,564 | 円 36,218 | 円 35,689 | 円 35,552 |

うち介護納付金分

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 調定額 | 千円 674,693 (△1.86%) | 千円 735,568 (9.02%) | 千円 680,014 (△7.55%) | 千円 694,472 (2.13%) | 千円 665,099 (△4.23%) |
| 1人あたり 調定額 | 円 20,396 | 円 23,756 | 円 23,821 | 円 25,794 | 円 26,023 |
| 1世帯あたり 調定額 | 円 25,371 | 円 29,204 | 円 28,918 | 円 31,012 | 円 31,045 |

5. 国保税収納率の推移

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現年課税分 | 91.09% | 92.21% | 93.00% | 93.43% | 93.31% |
| 滞納繰越分 | 23.42% | 25.39% | 27.11% | 26.60% | 26.46% |
| 全体 | 69.87% | 73.26% | 75.85% | 78.13% | 80.18% |

* 居所不明者分を除いた収納率

6. 国保税 所得別世帯の状況

(令和元年度現年課税分)

| 所得区分(円) | 世帯の状況 | | | | |
|-------------------------|--------|--------|-------|--------|-------------------------|
| | 課税世帯数 | | 滞納世帯数 | | 課税世帯に 占める滞納 世帯の割合 |
| | (世帯) | 割合 | (世帯) | 割合 | |
| 0 | 11,655 | 20.80% | 1,600 | 30.75% | 13.73% |
| 1 ~ 330,000 | 3,844 | 6.86% | 247 | 4.75% | 6.43% |
| 330,001 ~ 1,000,000 | 10,919 | 19.49% | 766 | 14.72% | 7.02% |
| 1,000,001 ~ 2,000,000 | 12,425 | 22.18% | 1,248 | 23.99% | 10.04% |
| 2,000,001 ~ 3,000,000 | 6,519 | 11.64% | 644 | 12.38% | 9.88% |
| 3,000,001 ~ 4,000,000 | 3,534 | 6.31% | 328 | 6.30% | 9.28% |
| 4,000,001 ~ 5,000,000 | 2,159 | 3.85% | 165 | 3.17% | 7.64% |
| 5,000,001 ~ 6,000,000 | 1,364 | 2.43% | 83 | 1.60% | 6.09% |
| 6,000,001 ~ 7,000,000 | 972 | 1.73% | 50 | 0.96% | 5.14% |
| 7,000,001 ~ 8,000,000 | 690 | 1.23% | 23 | 0.44% | 3.33% |
| 8,000,001 ~ 9,000,000 | 419 | 0.75% | 11 | 0.21% | 2.63% |
| 9,000,001 ~ 10,000,000 | 334 | 0.60% | 12 | 0.23% | 3.59% |
| 10,000,001 ~ 11,000,000 | 220 | 0.39% | 10 | 0.19% | 4.55% |
| 11,000,001 ~ 12,000,000 | 153 | 0.27% | 6 | 0.12% | 3.92% |
| 12,000,001 ~ 13,000,000 | 120 | 0.21% | 2 | 0.04% | 1.67% |
| 13,000,001 ~ 14,000,000 | 99 | 0.18% | 2 | 0.04% | 2.02% |
| 14,000,001 ~ 15,000,000 | 71 | 0.13% | 0 | 0.00% | 0.00% |
| 15,000,001 ~ | 532 | 0.95% | 6 | 0.12% | 1.13% |
| 合計 | 56,029 | 100% | 5,203 | 100% | 9.29% |

※ 令和2年5月31日現在

資料1-5

7. 国保税 法定軽減・独自減免の状況

(令和元年度実績)

○法定軽減

| | 対象世帯数 | 軽減額(千円) |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 7割 軽減世帯 (所得33万円以下の世帯) | 14,889 世帯 | 782,638 |
| 5割 軽減世帯 (所得:33万円+加入者数×28万円以下の世帯) | 8,167 世帯 | 364,871 |
| 2割 軽減世帯 (所得:33万円+加入者数×51万円以下の世帯) | 6,572 世帯 | 122,764 |
| 合 計 | 29,628 世帯 | 1,270,273 |

○一宮市の独自減免

| | 対象世帯数・人数 | 減免額(千円) |
|---------------------------------------|-----------|---------|
| 法定軽減対象世帯に対する1割上乘せ | 29,628 世帯 | 245,912 |
| 世帯の所得200万円以下 | 9,124 世帯 | 201,693 |
| 前年所得250万円以下で、本年の所得見込み額がその2分の1以下 | 272 世帯 | 10,458 |
| 障害者・70歳以上・18歳未満・その他 | 8,427 人 | 84,480 |
| 障害者又は児童扶養手当若しくは一宮市遺児手当の受給者で、所得125万円以下 | 140 世帯 | 2,090 |
| 被用者保険の旧被扶養者 | 287 世帯 | 8,093 |
| 生活保護 | 119 世帯 | 876 |
| 災害により住宅又は家財に損害を受けたとき | 3 世帯 | 194 |
| 合 計 | — | 553,796 |

※軽減・減免額は令和2年5月31日時点における令和元年度実績データから集計

(参考)令和元年度の平均世帯数は49,594世帯、平均被保険者数は79,279人

8. 保険給付費の推移

()内は前年度比伸率

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 保険給付費 (療養給付費・療養費・高額(介護合算)療養費・出産育児一時金・葬祭費等) | | 26,306,189 (2.18%) | 25,716,967 (△2.24%) | 24,864,182 (△3.32%) | 23,989,310 (△3.52%) | 23,814,311 (△0.73%) |
| 内 訳 | 一般被保険者 | 24,894,248 (3.75%) | 24,797,605 (△0.39%) | 24,238,613 (△2.25%) | 23,646,716 (△2.44%) | 23,602,342 (△0.19%) |
| | 退職被保険者等 | 1,172,126 (△20.89%) | 682,418 (△41.78%) | 402,047 (△41.08%) | 126,565 (△68.52%) | 15,746 (△87.56%) |
| | その他 (出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料) | 239,815 (△10.67%) | 236,944 (△1.20%) | 223,522 (△5.66%) | 216,029 (△3.35%) | 196,223 (△9.17%) |
| 1人あたり 保険給付費 | 一般被保険者 | 円 259,002 (6.04%) | 円 268,829 (3.79%) | 円 277,752 (3.32%) | 円 284,622 (2.47%) | 円 297,912 (4.67%) |
| | 退職被保険者等 | 366,863 (15.31%) | 357,849 (△2.46%) | 414,909 (15.95%) | 346,753 (△16.43%) | 297,094 (△14.32%) |

9. 国民健康保険事業費納付金の推移

| | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------------|----------------------------|
| | 円 | 円 |
| 納付金 (総額) | 10,420,059,325 | 10,393,569,704 (△0.25%) |
| 1人あたり納付金 | 124,872 | 131,101 (4.99%) |

資料1-7

10. 特定健康診査等の推移

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
|--------|--------------|--------------|----------|----------|----------|---------|
| 特定健康診査 | 対象者数(a) | 71,370 人 | 67,513 人 | 64,424 人 | 61,374 人 | |
| | 受診者数(b) | 32,626 人 | 30,757 人 | 29,553 人 | 27,893 人 | |
| | 受診率(b/a×100) | 45.71 % | 45.56 % | 45.87 % | 45.45 % | |
| 特定保健指導 | 積極的支援 | 対象者数(a) | 857 人 | 833 人 | 775 人 | 724 人 |
| | | 利用者数(初回分)(b) | 153 人 | 119 人 | 112 人 | 115 人 |
| | | 利用率(b/a×100) | 17.85 % | 14.29 % | 14.45 % | 15.88 % |
| | 動機付け支援 | 対象者数(a) | 2,735 人 | 2,632 人 | 2,533 人 | 2,318 人 |
| | | 利用者数(初回分)(b) | 472 人 | 478 人 | 393 人 | 410 人 |
| | | 利用率(b/a×100) | 17.26 % | 18.16 % | 15.52 % | 17.69 % |

11. 決算額・単年度収支の推移

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 決算額 | 千円 △ 922,282 | 千円 △ 1,057,021 | 千円 △ 750,327 | 千円 △ 787,166 | 千円 △ 323,270 |
| 単年度収支 | △ 695,805 | △ 134,739 | 306,694 | △ 36,839 | 463,896 |

令和元年度 国保保健事業

【第2期 データヘルス計画に基づく】

1. 特定健康診査事業 (H20年度～)

国保に加入する40歳から74歳を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、医師会の協力により、メタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査を無料で実施する。

◎検査項目：問診、身体診察、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、貧血検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、眼底検査

* H28年度 血液検査項目にアルブミンと尿酸を追加

◎受診勧奨：4月 該当者に受診券を郵送

7月 未受診者のうち節目年齢（40・45・50・55歳）の方に受診勧奨の手紙を送付

8月 過去に受診歴があり前年度未受診の方に受診勧奨のハガキを送付

◎成果：① R元年度(成果報告)対象者61,374名のうち受診者27,893名

受診率45.5%(H30 : 45.9%)

H30年度受診率(法定報告)市47.6%、県平均39.7%

② 受診勧奨による効果

節目年齢の受診率11.1% 中断者の受診率35.0%

◎今後：受診勧奨にパンフレットを同封し、受診方法を分かり易く記載する等、引き続き工夫する。

2. 特定保健指導事業 (H20年度～)

特定健診の結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活改善により、発症の予防効果が期待できる方に対して、医師会の協力により、健診を受診した医療機関又は保健センター等で無料で実施する。

◎内容：動機付け支援は、医師等と面接で行動目標を設定し、個々の生活習慣を改善する実践的指導を行う。

積極的支援は、医師等との面接による指導と3か月以上の継続的な支援プログラムによるきめ細かな改善支援を実施し、3～6か月後にその評価を行う。

◎成果：R元年度(成果報告)

保健指導対象者3,042名のうち初回利用525名 **利用率17.3%(H30 : 15.3%)**

H30年度の6か月指導終了率(法定報告)

市12.7%、県平均19.0%

◎今後：① 医療機関で保健指導ができなかった方へ、7月から毎月、受診勧奨の案内を送付する。

② 健診終了後、未受診者へ健康づくり課の保健師が、電話による受診勧奨を実施する。

資料2-2

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業（R元年度～）

糖尿病性腎症の早期発見及び重症化を予防して、腎不全・人工透析への移行を防止する。
一宮市医師会と連携して、未治療者に適切な受診勧奨と保健指導を実施する。

- ◎対象者：H30年度の特健診の結果、ヘモグロビンA1cの値が7.0%以上で、尿たんぱくが陽性(+)以上か、eGFRが45ml/分/1.73m²未満の者で、対象者250名
- ◎事業内容：受診勧奨の個別案内、リーフレットの送付、講座の案内
- ◎講座：対象者のうち出席者14名(その他一般参加有)
- ◎勧奨：6月までの未受診者や受診中断者に対して、9月に健康づくり課の保健師が受診勧奨の電話を10名に実施
- ◎成果：対象者の事業開始後のレセプトを確認
 - ① 対象者250名のうち、**212名**が糖尿病関連で医療機関に受診したことを確認
 - ② 医療機関受診者212名のうち**134名**が継続して受診している 割合**63.2%**
 - ③ 医療機関未受診者38名のうち**32名**が受診につながる 割合**84.2%**（目標値50%）
 - ④ 医療機関未受診者38名のうち医療機関で保健指導を受けた者は**2名**
市の保健師による保健指導を受けた者は**0名** **合計2名** 割合**5.3%**
- ◎今後：①医療機関に事業内容を周知する。
②県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムの抽出条件であるヘモグロビンA1cの値6.5%を参考に対象者の拡大を検討する。

4. 重複(服薬含)・頻回受診者訪問指導事業（H28年度～）

複数の医療機関（3カ月連続して3医療機関以上）を受診している方や、月に15日以上（3カ月連続して同じ疾病で）受診をしている方を対象に、適正な医療機関の受診指導を実施する。

また、同一薬剤または同様の効果・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている重複服薬者に対して、服薬指導を実施する。

- ◎対象者：重複受診者(服薬含)8名 頻回受診者7名
- ◎事業内容：保健師等が自宅を訪問して健康状態や生活状況を把握し、健康相談やかかりつけ医の推奨により適正受診を指導・助言
- ◎成果：訪問前後のレセプトの点数と件数を確認
 - ① 重複受診者**6名**(入院など除く)のうち、**2名の点数・件数が減少**
 - ② 重複服薬者**2名**の中のうち**1名が適正な処方を確認**
 - ③ 頻回受診者**7名**のうち**3名の点数・件数が減少**
- ◎今後：引き続き、レセプトデータを活用して対象者を選定し、訪問指導を継続して実施する。

5. 健康体操教室（R元年度まで）

一般疾病に比べて生活習慣病にかかる医療費が全体的に高額化しており、健康寿命の延伸に向けた生活習慣改善の取組が求められていることから、運動体験の場を提供し、健康づくりの意識向上を図るため無料で実施する。

◎対象者：市内在住者及び在勤者

◎事業内容：春と秋の2回、各2会場の年間計4会場で、8回コースの教室を開催、筋トレ・ウォーキング運動など

【会場：総合体育館・アイプラザ宮・尾西スポーツセンター・木曽川体育館】

◎定員：320名（各会場80名）

◎参加者：**268名**（H30年度286名）

◎成果：会場により、定員を超える申し込みがある。参加者のアンケートによれば、脳トレやダンスウォーキングなど楽しく参加でき、とても有意義であった。今後も運動を日常的な生活習慣として取り入れて、継続していきたいという意欲のある方が多かった。

◎今後：参加者からはもっと回数を増やして毎年継続して欲しいという要望が多かったが、年々参加申込者数が減少していることと、参加者を国保加入者に限定せず市内在住者及び在勤者を対象にしており費用負担の面で愛知県から指摘を受けたことから、令和2年度以降廃止した。

6. 30歳代の総合健康診査(人間ドック)事業

生活習慣病は中高年になって発病することが多いが、その芽は若いときからの生活習慣が大きな誘因であることから、疾病の予防、早期発見・早期治療や健康増進のため実施する。

◎対象者：国保加入者で、当該年度に30歳～39歳になる方

◎事業内容：希望する医療機関を選択して、電子申請等で申込み。
後日決定通知を郵送

【木曽川市民病院・大雄会健診センター・山下病院健診センター・一宮西病院・千秋病院】

◎健診内容：問診・尿検査・血液検査・心電図・呼吸器系検査・消化器系検査・腹部超音波検査・血糖検査・眼科的検査・がん検査

◎定員：先着350名(自己負担：8,000円)

◎受診勧奨：当該年度に30,39歳になる方に個別案内を送付

◎受診者：**285名**(H30年度285名)

◎成果：受診者数は前年度と同じ

◎今後：引き続き、当該年度に30歳になる方に加え、39歳になる方にも受診勧奨の案内を送付し、合わせて次年度からの特定健診について案内する。令和3年度以降の自己負担額について検討する。

議題1 国民健康保険事業運営状況（令和元年度決算）について

○資料1-1「1. 国民健康保険の財政状況」

この表は、令和元年度の決算状況をまとめたもので、前年度（30年度）との比較、備考欄には各費目がどのようなものか、主な内容が記載してあります。

【歳入】

- ・費目1 国民健康保険税（以下、国保税）：国保被保険者に納めていただいた国保税です。前年度と比べて3,186万円余の増となった理由は、主に保険税率等の引き上げ、収納率の向上によるものと分析しています。
- ・費目3 県支出金：愛知県からの各種交付金で、この財源を元に一宮市国保は医療機関などに医療費（歳出の費目2 保険給付費）を支払います。
- ・費目4 繰入金：一宮市の一般会計からの繰入金です。法令の定めに従って保険税を軽減した分などの「法定繰入」と、一宮市の判断で一般会計から国保特別会計に繰り入れる分——いわゆる「法定外繰入」です。
- ・費目6 国庫支出金：令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証としても使えるようにするため、コンピューターシステムの改修に充てるための国からの補助金などです。

【歳出】

- ・費目2 保険給付費：一宮市国保が医療機関に払う医療費などです。
- ・費目3 国民健康保険事業費納付金：愛知県から請求された額を県に納付するものです。
- ・費目5 諸支出金：5億7,529万円余の減となったのは、主に国保旧制度の療養給付費等負担金返還金がなくなったことによるものです。
- ・費目7 前年度繰上充用金：前年度の歳入不足（赤字）を補うための費用です。

【歳入歳出差引額】

- ・元年度決算では、単年度収支で4億6,389万5,819円の黒字となりました。
- ・この結果、累積赤字は平成30年度の7億8,716万6,115円から、令和元年度は3億2,327万296円と減少しました。

○資料1-2「2. 被保険者数等の推移（年間平均）」

- ・被保険者が前年度に比べて減っている理由：75歳になって後期高齢者医療制度に移行した方、あるいは会社などに就職して国保から社保に移る方が多い（国保に加入

する方よりも抜けていく方のほうが多い)。

- ・介護保険第2号被保険者：40歳から64歳までの方（介護保険制度の保険料を納めていただく方）

○資料1-2「3. 国保税率等の推移」

- ・令和元年度は、医療給付費分について引き上げを行いました。

○資料1-3「4. 国保税（現年課税分）調定額の推移」

- ・調定額：被保険者に国保税として納めていただく全体の額
- ・1人あたり調定額：全体の調定額を被保険者数で割った額
- ・1世帯あたり調定額：全体の調定額を世帯数で割った額
- ・医療給付費分：主に被保険者の医療費にあてる分
- ・後期高齢者支援金分：75歳以上の後期高齢者医療制度へ拠出する分
- ・介護納付金分：介護保険制度へ納付する分

○資料1-3「5. 国保税収納率の推移」

- ・全体の収納率は80.18%。前年度より2.05ポイントの上昇

○資料1-4「6. 国保税 所得別世帯の状況」

- ・「所得区分 0円」：収入が全くないということではなく、収入から一定額を控除した額を「所得」と言います。例えば65歳以上の方の場合、年金収入額が年間120万円までは所得に換算すると「0円」となります。
- ・「所得区分 100万1円から200万円まで」：全体の22.18%で一番多い。
- ・「所得200万円以下」の、いわゆる所得の低い世帯が、一宮市国保加入世帯の69.33%という状況です。

○資料1-5「7. 国保税 法定軽減・独自減免の状況」

所得の低い世帯に対しての国保税の軽減・減免制度です。

- ・法定軽減：国の法律によって国保税を軽減するもの。均等割と平等割を、所得に応じて7割・5割・2割を軽減しました。対象となった世帯数は29,628世帯、軽減額は12億7,027万円余となりました。
- ・一宮市の独自減免：①法定軽減対象世帯に対し、均等割と平等割をさらに1割減免

するもの ②法定軽減には該当しないものの、世帯の合計所得が200万円以下の世帯について、均等割と平等割を3割減免するもの など
全8項目にわたる一宮市の独自減免の合計は、5億5,379万円余となりました。

○資料1-6「8. 保険給付費の推移」

- ・保険給付費：総額は年々減少しています。これは主に被保険者の減少によるものです。
- ・1人あたり保険給付費：一般被保険者は年々増加しています。これは、医療の高度化、高齢者人口の増加などによるもので、これが国保税が下がらない1つの要因と言われています。

○資料1-6「9. 国民健康保険事業費納付金の推移」

平成30年度からの国保の都道府県単位化により、一宮市国保が愛知県に納めるための納付金です。愛知県はこの納付金を原資に、一宮市が医療費として医療機関に支払う保険給付費分を市町村に交付します。

- ・納付金総額：総額は前年度より減少しました。これは主に被保険者の減少によるものです。
- ・1人あたり納付金：前年度より増加しました。愛知県は、医療の高度化、高齢者人口の増加などにより保険給付費が増加すると見込みました。これが一宮市の国保税引き上げの要因となりました。

○資料1-7「10. 特定健康診査等の推移」

詳細は「議題2 国保データヘルス計画に基づく元年度の保健事業について」に記述しました。

○資料1-7「11. 決算額・単年度収支の推移」

上段は決算額、下段は単年度収支です。単年度収支とは、決算額から前年度からの繰越金や前年度繰上充用金を除いた額で、その年度だけの収支の状況です。

- ・決算額：累積赤字は減少し、3億2,327万円余となりました。
- ・単年度収支：4億6,389万円余の黒字となりました。

【総括】

- ・令和元年度の国保会計は、単年度収支で4億6,389万円余の黒字となりました。
- ・黒字となった主な要因は、
 - ①保険税率・賦課限度額を引き上げたことにより、調定額が増となったこと
 - ②全体の収納率が、平成30年度：78.13% → 令和元年度：80.18%と、2.05ポイント上昇したこと
 - ③令和元年度から収納率を向上させるため、財務部納税課内に民間委託による「納税推進センター」を設置し、成果が上がったことと分析しています。
- ・累積赤字が前年度の7億8,716万円余から3億2,327万円余と大幅に減少したとはいえ、高齢化が進行していることに加え、令和元年度末から発生した新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が懸念され、今後の国保税収入の悪化は避けられないと予想されます。
- ・国保事業を主管する保険年金課としては、現在抱えている累積赤字の解消を第一に考え、その中で被保険者の皆さんに過度な保険税負担とならないよう適正な保険税率等の設定、また収納率の向上など、さまざまな面から歳入の確保に努めていきたいと考えています。

令和2年度 第1回 国民健康保険運営協議会

○一宮市国民健康保険運営協議会 委員からの質問事項

| 資料No. | 区分 | 質問事項 | 事務局回答 |
|-------|-----|--|--|
| 1-1 | 資料1 | <p>繰入金には「法定繰入」と「法定外繰入」があると思いますが、その金額の内訳があるとわかりやすくよかったですと思います。</p> | <p>一般会計からの繰入金は、「法定繰入金」と「法定外繰入金」に区分することができます。 令和元年度の決算額ですと、以下のように区分されます。</p> <p>【法定繰入金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険基盤安定(保険税軽減)分 1,303,277,310 ・ 保険基盤安定(保険者支援)分 712,830,674 ・ 国保支弁職員総務費分 461,802,608 ・ 出産育児一時金分 70,661,066 <p>【法定外繰入金】 794,606,870</p> |
| 1-1 | 資料1 | <p>資料1-1、もう少し分かりやすい資料になることを望みます。 国保の都道府県圏域化により、「国保税(・繰入金や諸収入等)→国保事業納付金」「県支出金→保険給付費」という大きな2つの流れがあるはずですが、それが混ざっており前年度実績比較がしづらいように感じています。</p> | <p>別紙</p> |

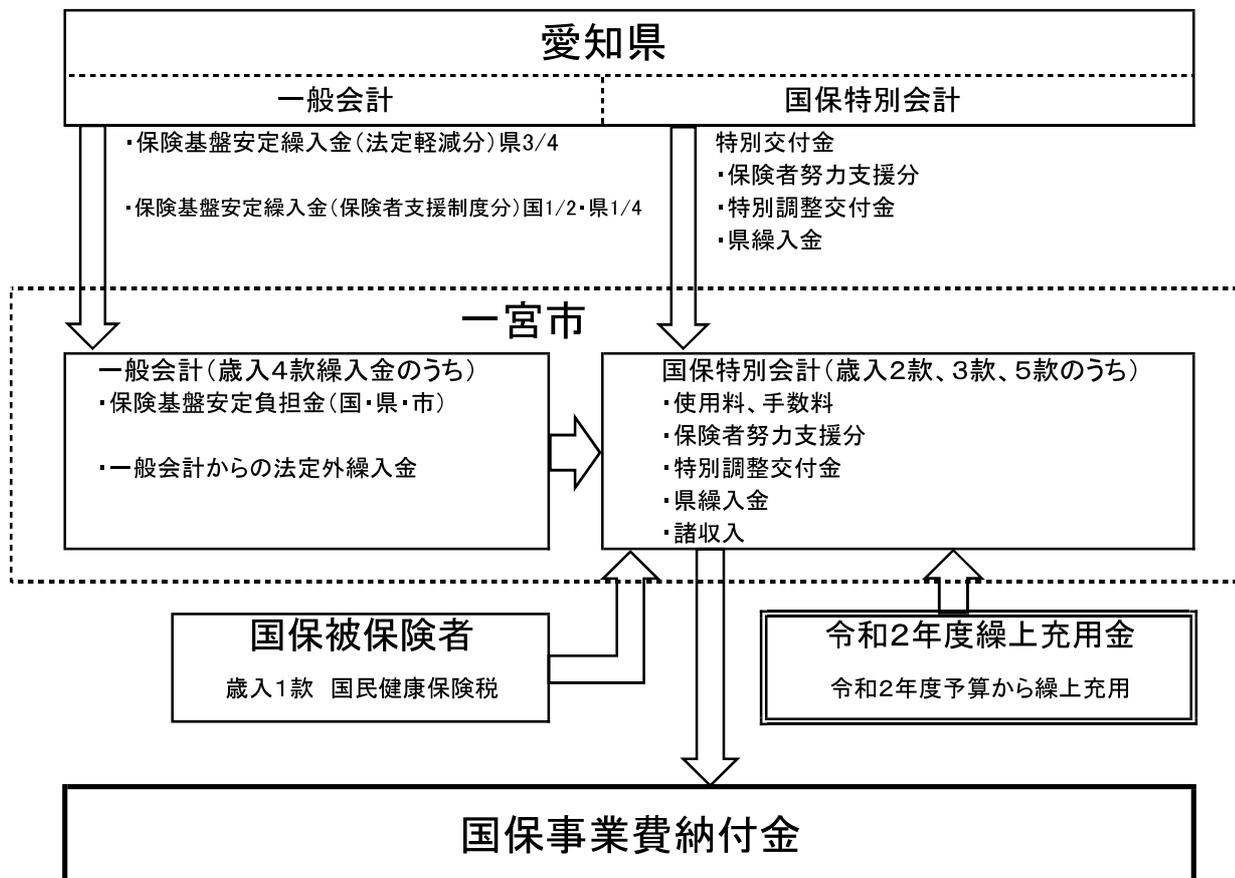
令和2年度 第1回 国民健康保険運営協議会

○一宮市国民健康保険運営協議会 委員からの意見等

| 資料No. | 区分 | 意見等 |
|-------|------|---|
| | 事業全体 | <p>日本は、医療機関への受診回数が多いようですが、1回の受診料は少なく、年間使用料も、日本14万円・アメリカ32万円・フランス18万円と少ない医療費ですんでいます。</p> <p>また、日本はOECD加盟国中健康達成度第1位・健康寿命第1位で医療制度は健全に機能しています。</p> <p>これらは、日本で早期発見、早期治療が行われ、重症化を防いで医療の高騰を抑えている事、また国民皆保険制度が優れている事を示していると思います。</p> <p>【望むこと】</p> <p>1. 若い頃は、まだ体が動くので無理をしていますが、年齢があがるにつれ、その無理が病気に繋がってきているように思います。</p> <p>若い頃は、時間が足りない状態で、健康に気遣う余裕がありません。時間がなく、経済的に厳しい人にも対応できる予防医療に取り組んで頂ければありがたいです。</p> <p>2. 病院に通う回数が多い人も、保険料を滞納している人も何らかの理由があると思いますので、督促だけでなく、生活や精神面をサポートして、被保険者の生活が成り立つように考えていただけないでしょうか。コロナ不況で失業者が増加しています。大変な時期を迎えています。</p> <p>医療機関で治療した人の情報交換できる動きもあるようなことを伺いました。</p> <p>実施されるまでに解決しなければならない問題もあると思いますが、実施されれば、患者にとってより早い回復が期待できるのではないかと思います。</p> <p>『おくすり手帳』には、ストアで買って飲んでいる薬・栄養剤・健康食品も記入できる物があります。それを基にアドバイスを受けると健康維持や病気からの回復に役立つのではないのでしょうか。</p> <p>また、メールや電話での相談がしやすくなると思います。</p> |
| | 事業全体 | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために緊急事態宣言を発せられたことによる消費行動の変化、経済活動への影響で国保税収入は減少しそうです。</p> <p>今年度から「納税推進センター」の取り組みにより成果が上がったことを受け、今後も取り組んでいただきたい。</p> <p>重複(服薬含)・頻回受診者訪問指導事業に関しても、適正受診のアドバイスの継続をお願いしたい。</p> |

国保財政の主な歳入・歳出の流れ(令和元年度決算)

①国保事業費納付金(歳出までの流れ)



②保険給付費(歳出までの流れ)

